

平成 31 年 3 月 8 日

## 副業・兼業およびテレワークをめぐる問題について

関西外国語大学 小島典明

### I はじめに——標記テーマと小職との関わり

#### 1 副業・兼業問題

(1) 平成 6 年度・7 年度 日本労働研究機構「マルチジョブホルダーに関する研究会」  
(主査: 佐藤博樹法政大学経営学部教授 (当時)) に委員として参加

→ 「マルチプルジョブホルダーの就業実態と労働法制上の課題」(JIL 資料シリーズ No.55、平成 7 年 3 月刊／第 II 部 各論 第 3 章「副業をめぐる法的諸問題」の執筆を担当)、「マルチプルジョブホルダーの就業実態と労働法制上の課題 II」(JIL 資料シリーズ No.67、平成 8 年 3 月刊)

当時と問題意識はあまり変わっていない。なお、そこで取り上げた法的課題のなかには、その後の法改正 (労災保険法の改正による「通勤」の定義の見直し) により、解決をみたものもある。

(2) 平成 14 年 11 月 26 日付け東京読売新聞朝刊記事「給料も雇用も保障できないから会社公認、副業の波」におけるコメント

上記の法改正 (平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号、該当部分に関しては平成 18 年 4 月 1 日施行) 前の記事であるが、安全配慮義務等に関する問題については、企業の意識を含め、その事情に大きな変化はみられない。

#### 2 テレワーク問題

(1) 平成 16 年 7 月 3 日、「日本テレワーク学会」第 6 回研究発表大会 (大阪市立大学・文化交流センター) における基調講演「テレワークと労働法制」

これもまた、当時と問題意識、問題状況は基本的に変わっていない。

(2) 平成 18 年 10 月 14 日、「日本テレワーク学会」関西支部研究会における報告  
「在宅勤務・SOHO をめぐる労働法のあり方」

→ 下崎千代子／小島敏宏編著『少子化時代の多様で柔軟な働き方の創出——ワーク・ライフバランス実現のテレワーク』(学文社、平成 19 年) 第 1 部第 3 章「多様な働き方（在宅勤務・SOHO）を実現するための法整備」

(3) 平成 19 年 6 月 29 日、経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」第 10 回会合における報告「在宅勤務と労働関係法」

現在も、当時と法的環境にさしたる変化はみられない。

## II 現時点における小職の考え方

○ 副業・兼業やテレワークについては、可能なかぎり法的障碍を除去すべきである。少なくともその実施を妨げるような規制は行うべきではない。

しかし、安全配慮義務の問題等、最終的には裁判所の判断に委ねざるを得ない問題もあり、規制緩和には限界がある。とりわけ、労働時間の状況把握が医師による面接指導を実施するためとはいえ、労働安全衛生法上の義務として法定され（平成 31 年 4 月 1 日施行）、このことを当然視する見解が大勢を占める現状では、行政としても対応が困難であることは否定できない。

○ 他方、副業・兼業の自由化を企業に強制するようなこともすべきではない。本務に支障が生じるなど、一定の事由に該当する場合には、企業としてもこれを禁止せざるを得ない。そうである以上、禁止の解除という意味における許可制の採用は、今後とも認めるべきである。

厚生労働省のモデル就業規則にあるように、原則として副業・兼業を認めるような規定は、モデルとしても行き過ぎの感がある。勤務時間内に副業・兼業を行うことは企業として到底認めることはできず（多くの場合、副業・兼業を行わない者との間で軋轢が生じるのを避けられない）、勤務時間外に行われる場合にも、安全配慮義務の問題をはじめ、未解決の問題が数多く残されている以上、これを無制限に認めるようなことは躊躇せざるを得ない。こうした現実にも、目を向けるべきではないか。

資料 1-2) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」(平成 29 年 1 月 20 日基発 0120 第 3 号)

資料 1-3) 「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成 30 年 2 月 22 日策定)

参考) 拙著『現場からみた労働法——働き方改革をどう考えるか』(ジアース教育新社、平成 31 年) 第 1 部第 6 話、第 22 話